

動物愛護

飼い主のいない猫の不妊去勢手術費などを助成します



市では、飼い主のいない猫への不妊去勢手術を行う団体へ、手術費用の一部などを助成しています。

対象 次の条件をすべて満たす団体
①成人が2人以上含まれる、3人以上の適正繁殖防止活動を行う方で構成されている団体
②代表者の住民票が市内にあること
③市に登録している団体であること

助成内容 飼い主のいない猫への不妊去勢手術費(上限 雌猫1万円、雄猫5000円)など
※適正繁殖防止活動：市内の飼い主のいない猫が、みだりに繁殖することによって生じる汚損等の生活環境への影響を防止する活動

団体の登録方法など詳しくは、市公式サイトをご覧ください。
問合せ 環境保全課 226

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。

佐川急便株式会社と「災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定」

4月20日、佐川急便株式会社と「災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定」を締結しました。

この協定により、大規模な災害が発生した場合に、被災した市民に対して食料および生活必需品などの物資の安定供給を行います。

問合せ 防災安全課防災・危機管理係 211



▲(左から)佐川急便(株)西関東支店佐々木支店長、橋本市長

立川国際カントリー倶楽部と「災害時における避難所施設利用に関する協定」

4月6日、羽村市、あきる野市が立川国際カントリー倶楽部と「災害時における避難所施設利用に関する協定」を締結しました。

この協定により、羽村市清流地区並びにあきる野市折立地区などで大規模な地震、風水害などが発生した場合、またはその恐れがある場合に、立川国際カントリー倶楽部の所有する施設の一部を、一時避難場所として利用できます。

問合せ 防災安全課防災・危機管理係 211



▲(左から)橋本市長、立川国際カントリー倶楽部榎本支配人、あきる野市の村木市長

協定締結

2事業者と「高齢者の見守りに関する協定」

3月29日、まごころ弁当昭島店、ライフデリ昭島・あきる野・福生店と「羽村市高齢者の見守りに関する協定」を締結しました。

この協定により、事業者が高齢の方の異変を察知した場合に市に連絡が入り、それに基づいて市が状況を確認、速やかに関係機関などと連携し、適切な対応を行います。

問合せ 高齢福祉介護課介護予防・地域支援係 196



▲(左から)まごころ弁当昭島店神崎店長、橋本市長、ライフデリ金子店長

税金

税金は納期内納付を

税金は、さまざまな行政サービスを提供するための大切な財源です。市税などには納期限が定められており、納期限内に納付していない方には、督促状や催告書などを送付します。それでも納付がない場合には、納期限内に納付した方との公平性を保つため、差押えを執行することになります。

納め忘れない 口座振替・クレジットカード定期納付
●預貯金口座振替
口座振替(自動引落し)を利用することで、納め忘れを防げます。預貯金口座のある取扱金融機関の窓口で、口座振替依頼書により、申し込んでください。金融機関によっては、市役所窓口でも申し込むことができます(申込手続には、キャッシュカード・身分証明書が必要)。

●クレジットカード定期納付
継続して、クレジットカードから自動的に決済される納付方法です。利用には専用の申込書による申込みが必要です。定期納付を希望する場合は、納税課まで問い合わせてください。※決済手数料がかかります。

状況により、施設が休館したり、事業などが変更・延期・中止になる場合があります。最新情報は、市公式サイト・各施設のウェブサイトなどで確認してください。

いつでもどこでも キャッシュレス決済

●スマートフォン決済
スマートフォンやタブレット端末から、PayPay、Pay、Payなどの決済アプリを使用し、納付書に印字されているバーコードを読み取ることで、いつでもどこでも市税などの納付をすることができます。

●クレジットカード専用サイト納付
専用のウェブサイト(エフレジ公金支払い)で、納付書に印字されているバーコードを読み取り、納付することができます。

※システム利用料がかかります。
※スマートフォン決済とクレジットカードでの納付には、利用条件・注意事項がありますので、詳しくは市公式サイトで確認してください。



納付書による納付

市役所(1階西多摩農業協同組合派出所)および金融機関窓口、コンビニエンスストアの窓口で納付することができます。納付できる金融機関、コンビニエンスストアについては、納付書裏面をご覧ください。

※コンビニエンスストアでの納付は、納付書にバーコード印字がある場合に限られます。

納税の猶予制度があります

事情があって納税が困難な場合には、納税を猶予する制度があります。詳しくは、問い合わせください。
問合せ 納税課 190

軽自動車税(種別割)納税通知書を5月上旬に送付します

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在の軽自動車や原動機付自転車などの所有者に課税されます。4月2日以降に廃車や名義変更などの手続きをした場合でも、4月1日現在の所有者に課税されます。

●スマートフォン決済サービス・クレジットカード決済で納付した場合
納税通知書に添付されている納税証明書に領収印が押されないため、納税証明書となりません。納期限内に納付が確認できた場合には、6月中旬に納税証明書を送付しますが、急ぎで必要な場合は、金融機関、コンビニエンスストア、市役所で納付してください。なお、口座振替の方、クレジットカード定期納付の方には6月上旬に納税証明書を送付します。

●軽自動車税(種別割)の減免
身体や精神に障害があり、歩行が困難な方が使う軽自動車などは、1台に限り税金が減免されます。詳しくは、

納税通知書に同封するお知らせを確認してください。

申請期限 5月31日(火)
※令和3年度に減免となっていた方で、1月に送付した照会書に回答がなかった方には納税通知書を送ります。引き続き減免を希望する場合は、減免申請書を提出してください。

※減免の対象となる車両を買い替えた場合は、新たに申請が必要です。
申請に必要なもの
①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳など
②運転する方の運転免許証
③軽自動車税(種別割)納税通知書
④納税義務者のマイナンバー(個人番号)と申請者の本人確認ができる書類

▼納税義務者本人が申請する場合:本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)
▼代理人が申請する場合:納税義務者の個人番号の記載がある書類(マイナンバーカード、通知カードなど)、代理人の本人確認ができる書類(マイナンバーカード、運転免許証など)、委任状
※法定代理人の場合は、戸籍謄本など資格を証明する書類も必要です。

申請先・問合せ 課税課市民税係 165